

新座市告示第 212 号

新座市都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和56年新座市条例第31号）  
第5条の規定により、令和8年度の賦課対象区域を次のとおり定めたので公示す  
る。

令和 8 年 6 月 / 日

新座市長 並 木



第1負担区

大和田一丁目及び野火止五丁目の各一部地区

第4負担区

菅沢二丁目、西堀一丁目、野火止一丁目及び二丁目並びに馬場四丁目の各一部  
地区

大字名称	本番	枝番		現況地積(m <sup>2</sup> )
第1負担区				
大和田1丁目	5	1	保留地	108.04
大和田1丁目	16	4	保留地	2.70
大和田1丁目	306	1		683.00
大和田1丁目	306	3		
大和田1丁目	306	6		
大和田1丁目	306	7		
大和田1丁目	306	8		
大和田1丁目	316	2		7.00
大和田1丁目	316	3		148.00
大和田1丁目	317	1		23.00
大和田1丁目	317	4		139.00
大和田1丁目	379	6		92.00
大和田1丁目	379	12		105.00
大和田1丁目	379	15		
大和田1丁目	383	1		472.00
大和田1丁目	383	5		
大和田1丁目	562	1		407.00
大和田1丁目	562	4		
大和田1丁目	563	2		
大和田1丁目	563	3		
野火止5丁目	801	3		227.00
第4負担区				
菅沢2丁目	1913	2		155.00
西堀1丁目	1352	8		52.78
野火止1丁目	1128	8		86.45
野火止1丁目	1228	10		45.79
野火止1丁目	1228	11		99.18
野火止2丁目	1218	4		277.71
野火止2丁目	1363			363.00
馬場4丁目	3966	7		214.83